○熊本県立図書館利用規則

(昭和60年10月8日教育委員会規則第17号)

改正 平成 5 年 3 月 17 日教育委員会規則第 3 号 平成 11 年 8 月 18 日教育委員会規則第 6 号 平成 12 年 5 月 24 日教育委員会規則第 13 号 平成 14 年 3 月 15 日教育委員会規則第 4 号 平成 16 年 3 月 29 日教育委員会規則第 1 号 平成 18 年 10 月 25 日教育委員会規則第 16 号 平成 19 年 3 月 23 日教育委員会規則第 4 号 平成 20 年 3 月 17 日教育委員会規則第 7 号 平成 28 年 1 月 12 日教育委員会規則第 2 号 令和 6 年 1 月 19 日教育委員会規則第 2 号

熊本県立図書館利用規則をここに公布する。

熊本県立図書館利用規則

熊本県立図書館規則(昭和38年熊本県教育委員会規則第14号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 館内利用(第6条・第7条)
- 第3章 館外利用(第8条-第11条)
- 第4章 調査相談(第12条)
- 第5章 団体等への貸出し(第13条-第15条)
- 第6章 資料の寄贈及び寄託(第16条)
- 第7章 雑則(第17条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県立図書館設置条例(昭和26年熊本県条例第60号)第4条の規定に基づき、熊本県立図書館(以下「図書館」という。)、くまもと文学・歴史館(以下「文学・歴史館」という。)及びこども本の森熊本(以下「こども本の森」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日等)

- 第2条 図書館、文学・歴史館及びこども本の森(以下これらを「館」という。)の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その翌日)
 - (2) 館内整理日(毎月最終金曜日)
 - (3) 特別整理期間(年間14日以内)
 - (4) 年末年始(12月28日から翌年1月3日まで)

2 館長(図書館長をいう。以下同じ。)は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に休館又は開館することができる。

(開館時間)

- 第3条 図書館(子ども図書室を除く。)の開館時間は、午前9時30分から午後7時(土曜日、日曜日及び祝日法による休日にあっては、午後5時15分)までとする。
- 2 子ども図書室及び文学・歴史館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時 15 分まで とする。
- 3 こども本の森の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。
- 4 館長は、前3項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(入館制限)

- 第4条 館長は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を禁じ、又は退館させることができる。
 - (1) 館の秩序を乱すおそれがあると認められる者
 - (2) この規則及び係員の指示に従わない者
 - (3) その他管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第5条 自己の責めに帰すべき理由により、施設、設備、資料(図書館資料、文学・歴史 館資料及びこども本の森資料をいう。以下同じ。)を滅失又は損傷した者は、館長の指 示に従い、これを修理し、又は損害を賠償しなければならない。

第2章 館内利用

(館内閲覧等)

第6条 館内において資料の閲覧等をしようとする者(以下「館内利用者」という。)は、 係員の指示に従い、利用しなければならない。

(利用の禁止)

第7条 館長は、館内利用者が前条の規定に違反したと認めるときは、資料の利用を禁止することができる。

第3章 館外利用

(利用証の交付)

- 第8条 図書館資料を館外で利用しようとする者(以下「館外利用者」という。)は、館長が指定する証明書を提示して利用証の交付を受けなければならない。ただし、館長が特に認めたときは、この限りでない。
- 2 利用証の交付の際届け出た事項は、3年ごとに確認を行うものとする。 (利用の方法)
- 第9条 館外利用者は、利用証を係員に提示して利用しなければならない。
- 2 利用することができる図書館資料は、館外利用者1人につき10点以内とする。

- 3 利用期間は、15日以内とする。
- 4 次の各号に掲げる図書館資料は、利用することができない。
 - (1) 辞書、事典、年鑑、郷土資料、視聴覚資料及びこれらに準ずるもの
 - (2) 新聞、官報、公報及び永久保存の逐次刊行物
 - (3) 寄託図書
 - (4) その他館長が特に必要と認めるもの
- 5 第1項から前項までの規定にかかわらず、館長が特に認めたときはこの限りでない。 (利用証の亡失)
- 第10条 館外利用者は、利用証を亡失したときは、直ちに館長に届け出なければならない。
- 2 館外利用者は、利用証の亡失によって生ずる損害の責めを負わなければならない。 (不正使用の禁止)
- 第11条 館長は、次の各号の一に該当する場合は、利用証の返還を求め、利用を禁止することができる。
 - (1) 利用証を他人に譲渡又は貸与するなど不正に使用したとき。
 - (2) 利用した図書館資料を期限内に返納しないとき。 第4章 調査相談

(調査相談)

- 第 12 条 資料の調査依頼又は利用相談(以下「調査相談」という。)をしようとする者は、その事項を明示して口頭又は文書等により行うことができる。
- 2 館長は、前項の調査相談において適当と認めるものについては、図書館資料を介して 行うものとする。

第5章 団体等への貸出し

(配本協力)

- 第13条 県内市町村立図書館(図書室を有する公民館を含む。)、県立学校及び県立社会教育施設(以下、「公立図書館等」という。)に、その求めに応じて、配本を行うことができる。
- 2 配本を利用しようとする公立図書館等は、配本所を定め、館長へ申し出なければならない。
- 3 利用期間は、12月以内の範囲で、館長が別に定める。 (貸出文庫)
- 第14条 図書館に貸出文庫を設け、各種の団体又は機関(以下「団体等」という。)に図書の貸出しを行うものとする。
- 2 団体等は、貸出文庫を利用しようとするときは、責任者を定めて館長に申し込まなければならない。
- 3 利用期間は、12月以内の範囲で、館長が別に定める。

4 利用に要する費用は、団体等の負担とする。

(図書館資料の相互貸借)

第15条 他の図書館等との図書館資料の相互貸借については、館長が別に定める。

第6章 資料の寄贈及び寄託

(寄贈及び寄託)

- 第16条 館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。
- 2 館は、寄託を受けた資料が天災その他の不可抗力により滅失又は損傷したときは、損害賠償の責めを負わない。
- 3 寄託に要する費用は、寄託者の負担とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

第7章 雜則

(館長への委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この規則は、昭和60年10月19日から施行する。

附 則(平成5年3月17日教育委員会規則第3号)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の熊本県立図書館利用規則の規定により交付を受けた利用証は、この規則による改正後の熊本県立図書館利用規則の規定により 交付を受けた利用証とみなす。

附 則(平成11年8月18日教育委員会規則第6号) この規則は、平成11年9月1日から施行する。

附 則(平成12年5月24日教育委員会規則第13号) この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月15日教育委員会規則第4号) この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 29 日教育委員会規則第 1 号) この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 25 日教育委員会規則第 16 号) この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。 附 則(平成19年3月23日教育委員会規則第4号) この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月17日教育委員会規則第7号) この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月12日教育委員会規則第2号) この規則は、平成28年1月28日から施行する。

附 則(令和6年1月19日教育委員会規則第2号) この規則は、令和6年2月1日から施行する。